

＊北海道公報

発行 北海道庁法制文書課
 (総務部法制文書課)
 電話 011-231-4111
 (内線 22-271)
 FAX 011-232-1385
 印刷 株式会社印刷

目次

ページ

○ 函知公開請求

—

函知公開公表

監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成13年8月17日

北海道監査委員 山崎正隆
 北海道監査委員 岡本修
 北海道監査委員 谷慶藏
 北海道監査委員 前田榮一

第1 監査の請求

1 請求人

札幌市中央区南1条西10丁目タイムスビル3階 太田 賢二

2 請求書の提出年月日

平成13年6月19日

3 請求の内容

(1) 主張事実の要旨

ア 北海道建設部帯広土木現業所発注の下記工事について、平成12年6月22日、指名競争入札が執行された（最低制限価格93,420,000円、予定価格109,910,000円いずれも消費税を除く）。

工事番号 0527

工事名 売買川 改修工事（放水路地区）売買川ゲート工事製作（2次補正）

（以下「本件工事」という）

その結果、A特定建設工事共同企業体（以下「本件落札共同企業体」という）が、108,000,000円で落札した。

なお本件工事に関連して、「売買川改修工事（放水路地区）取水ゲート工事製作

（2次補正）」（工事番号0546）（以下「取水ゲート工事」という）が、c社に金26,000,000円で発注された。

イ しかしながら、この入札は、関係指名業者が談合を行ったものである。

ロ 本件工事と同じ名前で、同年5月18日、指名競争入札が執行されている（工事番号0501 制限価格119,650,000円、予定価格140,770,000円）。

このときの最低入札業者も、本件落札共同企業体であった。しかし、その入札価格は今回の落札価格と同額であったために、制限価格を下回り不調となった。

実は、5月18日の入札の対象となった本件工事は、取水ゲート工事を含んでいた。それにも関わらず、各指名業者の間では、本件工事のみの価格を基準とした情報が流れてきたために、入札が不調となったのである。

リ そこで本件入札の際には、各指名業者間で確認された価格に合わせて、本件工事部分のみについて入札が行われた。

ル 以上の通り、本件入札において、各指名業者間で談合が行われたことは疑いがない。

さらに事実経過に鑑みれば、発注者である帯広土木現業所が各指名業者と意を通じて、不適切な措置をとったことも十分疑われる。

ロ 正常な競争入札が行われていれば、取水ゲート工事を含めて最終発注価格（総額134,000,000円）よりも10%以上低い価格で落札されていたことは明らかである。

つまり本件談合と帯広土木現業所の不適切な措置により、金1340万円以上の損害を、北海道に与えた。

(2) 措置内容

よって本件落札企業体本件入札に参加した各企業体と、この談合に関与した北海道職員に対して、北海道の被った損害1340万円以上を補填させる等の適切な措置を求めらる。

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成13年6月19日付けをもって、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

道がA特定建設工事共同企業体と平成12年6月27日に行った「売買川改修工事（放水路地区）売買川ゲート工場製作（2次補正）」に係る契約（以下「本件契約」という。）の締結が違法又は不当な契約の締結に当たるか否か（当該違法又は不当な契約の締結に伴いA特定建設工事共同企業体などに対する損害賠償請求権が生じるときは、当該請求権につき違法又は不当に財産の管理を怠る事実があるか否かを含む。）を監査の対象とした。

なお、本件契約が締結された経緯や本件契約に係る工事との関連性などにかんがみ、帯広土木現業所が指名競争入札に付した次の表の2の項から4の項までの工事名欄に掲げる工事に係る入札の手続等についても併せて監査を行うこととした。

(単位 円)

区分	工事名(工事番号)	工事内容の主なもの	予定価格 (落札価格)	入札の 期	摘要
1	売買川改修工事(放水路地区) 売買川ゲート工場製作(2次補正)(工事番号0527)	(1) 取水堰ゲート (2) 電気設備	109,910,000 (108,000,000)	平成12. 6.22	本件 契約
2	売買川改修工事(放水路地区) 売買川ゲート工場製作(2次補正)(工事番号0501)	(1) 取水堰ゲート (2) 取水樋門ゲート (3) 電気設備	140,770,000 (-)	平成12. 5.18	入札 不調
3	売買川改修工事(放水路地区) 取水ゲート工場製作(2次補正)(工事番号0546)	(1) 取水樋門ゲート (2) 電気設備	26,200,000 (26,000,000)	平成12. 7.27	
4	売買川改修工事(放水路地区) 10工区(工事番号0666)	(1) ゲート等の据付け (2) 電気設備	56,650,000 (55,000,000)	平成12. 11.22	

注1 予定価格及び落札価格は、便宜上、消費税を除いた額を記載した(最低制限価格を含め、次項以降においても同様である。)

2 工事名欄に掲げるそれぞれの工事については、工事番号に従い、次項以降において「0501工事」などと表記している。

2 監査対象部局
帯広土木現業所

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第5項の規定に基づき、平成13年7月17日に請求人の陳述を実施し、請求人から次のとおり陳述があった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

(1) 今回の一連の入札を巡る最大の特徴は、第1回目の入札について、全業者が制限価格以下の価格で入札したため、不成立となっていることである。北海道の公共事業の入札の平均落札率は88パーセント以上と言われている。このような高落札率の中で、全業者が制限価格以下で入札することは、通常では考えられない。

(2) 上川支庁の農業土木工事に關するいわゆる官製談合問題の監査において、北海道農政部は官製談合を自白しているが、その中で、農政部及び各支庁が予算額の推移によって企業の受注額に大幅な変動が生じないよう各企業ごとに年間の目標額を定め、この年間目標額を達成するため、落札予定者名を業界団体に示唆したことなどを説明し

ている。ここで述べられている年間目標額を定めた目的は、特に農業土木工事に限定されるものではない。広く北海道の関わる公共工事一般、つまり、本件の入札を含め、官製談合が行われていたと考えるのが素直なのではないか。

(3) 逆に、本件において官製談合が行われていなかったとすれば、各業者は極めて不合理な行動をとっていたことになる。すべての業者が制限価格以下で入札したということは、各業者が非常に厳しい競争を行って、見積額より相当低い価格で入札したはずである。1回目の入札で非常に厳しい競争を行った以上、各業者は、2回目の入札でも同様に厳しい競争を行うのが通常だろう。にもかかわらず、2回目の入札では、落札者ですら予定価格の98.3パーセントという極めて高い入札をした。もし本当の競争を行っていたのであれば、かかる姿勢の変化はあり得ないはずである。

(4) この点を、上川支庁と同様に、官製談合が行われていたと仮定すれば、極めてつきり説明がつくはずである。

(5) 仮に、談合があったということであれば、損害がないということはない。確かに、損害額を認定することは容易ではない。しかし、最近相次いで出されている公共事業の談合を巡る住民訴訟の判決は、民事訴訟法248条を適用して損害の認定を行っている。私たちが調べた中でも、平成11年11月から今年の5月まで約1年半の間に、請求を認めた判決が7件出されている。このうち、奈良地裁、津地裁、富山地裁等々が今言った民事訴訟法248条を適用して、裁判所が相当な損害額、具体的には入札価格の10パーセント程度を認定している。

4 監査対象部局からの事情聴取
監査対象部局である帯広土木現業所から事情を聴取した。

このうち、0501工事、0527工事及び0546工事の内容、0501工事に係る指名競争入札においてすべての入札金額が最低制限価格を下回った原因についての見解、談合の有無に係る見解などについての説明内容は、次のとおりであった。

(1) 0501工事は、売買川に係る取水堰ゲート及び取水樋門ゲート並びに関連する電気設備等の製作であり、その入札は、7社の単体企業と3つの特定建設工事共同企業体の混合による指名競争入札とし、平成12年5月18日に執行した。

なお、平成12年4月10日公表の工事情報を基に、3つの特定建設工事共同企業体から「競争入札参加資格審査申請書」が出されたので、混合による指名競争入札とした。

(2) 入札の結果、すべての入札価格が最低制限価格を下回ったため、入札不調として、入札を打ち切った。

再度入札を行わなかったのは、価格を上げる結果となることから、適当ではないと判断したものである。

(3) 入札打ち切り後、入札執行者である副所長が所長に経過報告を行い、すべての入札金額が最低制限価格を下回った原因を調べるため公示用設計図書を精査することとし、

精査の結果、次のことが入札参加者の見積りに一部錯誤を与える原因になったものと判断した。

ア 0501工事は、取水堰^{せき}ゲート製作（01工事）と取水樋門ゲート製作（02工事）を合わせた工事であるが、01工事のみの総括表が表紙の次のページにあり、合冊一覧表が6ページ目であったこと。

イ 01工事と02工事を合わせた工事であることを説明した文書が設計書になかったこと。

ウ 01工事、02工事の表示が図面にはなく、設計書と図面との対応が分かりづらいこと。

(4) こうしたことを踏まえ、その対応について検討した結果、再入札を行うこととすれば、見積期間等を含め1か月程度の日数を要し工期が遅れることになるが、完成時期を遅らせることができないことから、取水堰^{せき}ゲートの製作（0527工事）と取水樋門ゲートの製作（0546工事）とを分離発注することにより工期の短縮を図り、当初予定どおりの完成時期とした。

(5) 0527工事に係る指名競争入札の入札参加者の選考に当たっては、0501工事の公示用設計図書に一部錯誤を与える部分があったこと、さらに工事内容が大きく変わっていないことから、0501工事に係る指名競争入札の入札参加者と同一の企業・共同企業体を指名することとし、平成12年6月22日に指名競争入札を行った。

(6) 0501工事の内容のうち、0527工事の内容に含まれなかった取水樋門ゲート及び関連する電気設備等の製作は、0546工事として平成12年7月27日に指名競争入札を行った。なお、0501工事の内容に含まれていた電気設備の一部（汎用性があるものや製作が容易なもの）は、ゲート等の据付工事を内容とする0666工事に含めて施工したものである。

(7) 帯広土木現業所において、平成12年度に指名競争入札に付した工事は659件あるが、0501工事に係る入札以外には、すべての入札金額が最低制限価格を下回り入札不調となつた事例はない。

(8) 公示用設計図書の閲覧は、閲覧室で行っていた。閲覧した場合には、閲覧カードを備付けの箱に投函してもらっているが、その閲覧カードは、入札終了後、廃棄している。

また、貸出しは、貸出簿に記入してもらうが、平成12年度に係る貸出簿は廃棄している。

(9) 0501工事及び0527工事に係る指名競争入札において、指名業者間で談合があったとは考えていないし、帯広土木現業所が不適切な措置を採ったり、指名業者と意を通じた事実はない。また、談合情報もなかった。

5 実地監査

帯広土木現業所において実地監査を行い、0501工事、0527工事、0546工事及び0666工事に係る指名競争入札について、入札参加者の指名など入札に係る一連の手続が適正に行われているか、予定価格が適正に積算されているかなどを確認した。

6 関係人調査

0501工事及び0527工事に係る指名競争入札の入札参加者（入札参加者が特定建設工事共同企業体である場合は、その代表者）10社に対し、談合に係る事実関係の有無、0501工事に係る入札金額が最低制限価格を下回った理由などについて、文書による調査を行った。

また、0501工事に係る入札金額が最低制限価格を下回った理由について十分な回答が得られなかったことなどから、当該10社及び入札参加者である特定建設工事共同企業体の構成員のうちその代表者以外の者である3社に対し、文書による追加調査を行うとともに、一部の調査対象者については面談によりその内容などを確認した。

第4 監査の結果

本請求については、次のとおり決定した。

本請求は、これを棄却する。

以下、事実関係の確認、判断及び意見について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 0501工事及び0527工事の内容及び入札の手続の状況等

ア 0501工事の内容及び入札の手続の状況は、次のとおりである。

イ 0501工事の内容は取水堰^{せき}ゲート及び取水樋門ゲート並びに関連する電気設備等の製作であり、その予定価格は1億4,077万円であった。

ロ 支出負担行為担当者である帯広土木現業所長は、0501工事については指名競争入札により契約を締結することに決定し、指名選考委員会の選考を経て、7社の単体企業と3つの特定建設工事共同企業体を入札参加者として指名した。

ハ 0501工事に係る指名競争入札は、平成12年5月18日に執行された。しかし、各入札参加者の入札金額がいずれも最低制限価格（1億1,965万円）を下回ったことから、再度入札とせず、当該入札執行者が入札を打ち切った。

なお、建設部においては、通常、このようなケースは打ち切りとしている。

イ 0527工事の内容及び入札の手続の状況は、次のとおりである。

ロ 0527工事に係る入札は、0501工事に係る指名競争入札が打ち切りにより終了したことから、改めて行われたものである。その際、工期を勘案して工事の内容が一部見直しされ、0527工事の内容は取水堰^{せき}ゲート及び関連する電気設備等の製作のみで、その予定価格は1億991万円となった。

ハ 支出負担行為担当者である帯広土木現業所長は、0527工事についても指名競争入札により契約を締結することに決定し、指名選考委員会の選考を経て、0501工

第38号外附

弊 公 司 取 扱 北

事に係る入札参加者と全く同じ7社の単体企業と3つの特定建設工事共同企業体を入札参加者として指名した。

(ウ) 0527工事に係る指名競争入札は、平成12年6月22日に執行され、A特定建設工事共同企業体が落札した。

なお、この入札についても最低制限価格(9,342万円)が設定されていたが、各指名業者の入札金額はいずれも当該最低制限価格を下回らなかった。

ウ 0501工事及び0527工事に係る予定価格の算定及び最低制限価格の算定について、誤りは認められなかった。

エ 0501工事及び0527工事に係る公示用設計図書の閲覧及び貸出しの状況については、関係書類が廃棄されているため確認できなかったが、関係人調査によると、閲覧はすべての入札参加者が行い、貸出しは5つの入札参加者が受けている。

オ 0501工事及び0527工事に係る指名競争入札における各入札参加者の入札金額及び当該金額の予定価格に対する割合は、次の表のとおりである。

(単位 円、%)

入札参加者	0501 工事に係る入札		0527 工事に係る入札	
	入札金額	順位	入札金額	順位
A	108,000,000	1	108,000,000	1
B	109,000,000	2	109,000,000	2
C	109,500,000	3	114,000,000	7
D	110,000,000	4	111,000,000	5
E	110,000,000	4	109,000,000	2
F	110,300,000	6	109,500,000	4
G	110,500,000	7	112,000,000	6
H	110,800,000	8	116,000,000	9
I	111,000,000	9	118,000,000	10
J	111,000,000	9	114,000,000	7

カ 0501工事に係る公示用設計図書は、入札の打切り後、廃棄されているが、その基本となる設計図書(原本)が保存されており、これにより設計図書の内容を把握した。

(2) 0546工事及び0666工事の内容及び入札の手続の状況等

ア 0546工事の内容は当初0501工事に含まれていた取水樋門ゲート及び関連する電気設備等の製作であり、その予定価格は2,620万円であった。0546工事に係る指名競争入札は、平成12年7月27日に執行され、c社が落札した。

イ 0666工事の内容はゲート等の据付工事及び関連する電気設備等の製作であり、その予定価格は5,665万円であった。0666工事に係る指名競争入札は、平成12年11月22日に執行され、a社が落札した。

ウ 0546工事及び0666工事に係る予定価格の算定及び最低制限価格の算定について、誤りは認められなかった。

(3) 特定建設工事共同企業体の結成等の状況

ア 0501工事及び0527工事に係る指名競争入札については、(1)で述べたとおり、7社の単体企業のほか、A特定建設工事共同企業体、C特定建設工事共同企業体及びE特定建設工事共同企業体の3つの特定建設工事共同企業体が指名されている。

イ A特定建設工事共同企業体の構成員はa社(兵庫県)及びb社(大阪府)、C特定建設工事共同企業体の構成員はc社(熊本県)及びd社(広島県)、E特定建設工事共同企業体の構成員はe社(大阪府)及びf社(東京都)であり、構成員はいずれも道外の企業である。

ウ 0501工事に係る指名競争入札の工事情報は、平成12年4月10日に公表された(同日、帯広土木現業所の閲覧室に掲示されたほか、業界紙には4月12日付けで掲載されている。)

なお、工事情報の公表による申出の受付時期は、公表の日から平成12年4月24日までとなっていた。

2 判断

(1) 設計図書に錯誤を与える部分があったとする見解について

0501工事に係る指名競争入札においてすべての入札金額が最低制限価格を下回った原因に係る帯広土木現業所の見解は、第3の4の(3)に記載したとおり、設計図書に錯誤を与える部分があったとするものであるが、これについては、次の理由から、その原因であるとは解しがたいものと考えられる。

ア 0501工事に係る設計図書は、帯広土木現業所が示した見解のとおり、01工事として記載されている取水堰ゲート製作に係る総括表が表紙の次の2ページにあるが、その次の3ページには02工事として記載されている取水樋門ゲート製作の総括表があり、また、合冊一覽表は6ページ目にあるが、01工事及び02工事の2つの工事があることが明示され、更に工事費内訳書にも01工事と02工事があることが明示されており、受注意欲のある入札参加者が、この設計図書を見て、今回の入札は01工事のみであると誤解し、02工事の存在に気が付かない可能性は少ないと考えられる。

(別記の様式図を参照のこと。)

イ 平成12年3月23日に指名競争入札に付された第2売買川ゲート工場製作 (以下「9261工事」という。予定価格1億2,048万円)は、取水堰^{せき}ゲート及び取水樋門ゲート等の製作を工事内容としていること、設計図書においてはそれぞれを01工事及び02工事としており並びに01工事に係る総括表が台冊一覽表よりも前のページにあるなど設計図書の編さん方法において、0501工事に類似しているが、9261工事に係る指名競争入札においては、いずれの入札参加者の入札金額も最低制限価格を下回っていないかった。

なお、9261工事に係る指名競争入札は7社の単体企業が入札参加者として指名されているが、そのうち5社は0501工事に係る指名競争入札の入札参加者又は入札参加者である特定建設工事共同企業体の構成員である。

(2) 入札金額についての各入札参加者からの回答について

ア 関係人調査において、各入札参加者に入札金額が最低制限価格を下回った理由などについて確認したところ、3社の単体企業と2つの特定建設工事共同企業体からは強い受注意欲をもって応札し結果として入札金額が最低制限価格を下回ったことが、1社の単体企業と1つの特定建設工事共同企業体からは電気設備工事について把握漏れがあったことが、3社の単体企業からは02工事を見落としたことがその理由であるとする回答があった。しかし、次の理由から、これらの回答には疑問が残る。

(ア) 強い受注意欲をもって応札した結果であるとの回答について

強い受注意欲を持っていたということであれば、通常は、その代替の入札である0527工事に係る入札においても強い受注意欲を持っていたものと推認されるが、1の(1)のオで述べたとおり、0527工事に係る入札においては、すべての入札参加者の入札金額が最低制限価格を大幅に上回り、予定価格に近い金額となっている。

(イ) 電気設備工事について把握漏れがあったとの回答について

電気設備工事の把握漏れによる各入札金額と0501工事に係る予定価格との差は約3,000万円であり、これは当該工事における電気設備工事(予定価格は約4,000万円)のほどほどに把握漏れをしたことに相当するものであるが、このような把握漏れは起きにくいものと考えられる。

(ウ) 02工事を見落としたとの回答について

02工事を見落とす可能性が少ないことは、(1)で述べたとおりである。

イ 入札金額の見積りの考え方などについて、関係人調査を再度実施し、一部の入札参加者については面談による調査を実施して原因の究明に努めたが、次のような回答を得たにとどまり、十分に究明することができなかった。

(ア) 強い受注意欲をもって応札した結果であるとの回答について

0501工事に係る入札については当該工事をどうしても受注したいとの意図に基づき積算金額をかなり下回った金額で応札したが、0527工事に係る入札においては、0501工事に係る入札金額が最低制限価格を下回ったという結果を踏まえ、再度内容を検討して応札した(3社の単体企業と2つの特定建設工事共同企業体ともほぼ同様の回答)。

(イ) 電気設備工事について把握漏れがあったとの回答について

ア 設計図書には、工事費内訳書、工種内訳書、数量調書及び図面が公示されていた。当社は数量調書のみで積算が可能なため、工種内訳書はすべてコピーしなかった。しかし、電気品については、数量調書に記載されていなかったことから、積算漏れが発生したものである(1つの特定建設工事共同企業体)。

イ 当時の資料は、破棄している。積算をした者の記憶では、電気設備の費目において内容の把握が十分でなく、結果として過少積算を生じた(1社の単体企業)。

(ウ) 02工事を見落としたとの回答について

ア 設計図書の閲覧を行い、積算に必要なデータをメモした。その際、担当者が取水樋門ゲートを見落とした。0527工事の設計図書を閲覧する際に、仕様内容が0501工事と同じであったことや、同日、別の売買川ゲートの案件があることを知り、0501工事の設計図書の閲覧の際に見落としがあったと判断した(1社の単体企業)。

イ 02工事の数量表が重なっていたため見落とし、01工事の数量表のみで見積りを作成してしまった。入札が不調となったため、当日、当社の数量表を再度確認して分かった(1社の単体企業)。

イ 当時の記憶であるが、取水堰^{せき}に関する内訳書に沿って積算を行った。入札金額が最低制限価格を下回ったとの報告を受け、改めて設計書を確認した際に小型水門(取水樋門ゲート)の積算をしていなかったことに気付いた(1社の単体企業)。

ウ 0527工事に係る入札において、1つの特定建設工事共同企業体及び1社の単体企業が0501工事に係る入札と入札金額を同じにした理由については、次のような回答があった。

(ア) 0501工事に係る入札において、02工事を見落としてしまった。0527工事に係る入札の見積範囲は、結果的に、0501工事に係る入札の誤った見積範囲とほぼ同一となったため、同一の金額となった。

(イ) 見積りを見直し、工事範囲の変更を加味して入札金額を算出したところ、結果的に0501工事に係る入札金額とまたま同一の金額となったにすぎない。

(3) 特定建設工事共同企業体の結成及び入札参加に係る取扱いについて

弊 公 興 業 有 限 公 司

特に、今回の請求事案は、「入札制度等の改善方策」（平成12年3月策定）により、全庁を挙げて改善の取組が始まった直後のものであり、入札参加者全員の入札価格がすべて最低制限価格を下回るという異例事態が生じたのであるから、入札金額内訳書の提出、指名替えなどについて積極的に検討する必要があると思われる。

入札契約事務を巡っては、これまで不祥事が起きる都度改善措置が講じられていたが、他の部局で起きた問題については自らの問題として取り組む姿勢に欠ける傾向が見られ、帯広土木現業所においてもこのような状況にあったと思われる。

帯広土木現業所のみならず、すべての発注部局において、今回の請求事案を真摯に受け止め、2の3)で述べた適切さを欠く取扱いが繰り返されることのないよう、管理監督職員によるチェックの強化や職員の意識改革などについて一層の周知徹底を図り、入札契約事務の適正化、効率化のために更なる努力を重ねられることを切望するものである。

別記

(1ページ)

0501工事に係る設計図書の様式図

(2ページ)

(表紙)

費目	本工事02 (小型水門)
工事概要	工場製作～一式 取水樋門 3門

(3ページ)

工事概要一覧表

費目	本工事02 (小型水門)
工事概要	工場製作～一式 取水樋門 3門

(4ページ)

(工事個所を示した図面)

01工事及び02工事の表示なし

(6ページ)

台冊一覧表

本工事01	売買川ゲート工場製作 (取水堰)
-------	---------------------

(7～8ページ)

工事費内訳書 本工事01

本工事01	売買川ゲート工場製作 (取水堰)
-------	---------------------

本工事02	売買川ゲート工場製作 (小型水門)
-------	----------------------

工事種別	細目	規格	数量

(9～10ページ)

工事費内訳書 本工事02

本工事02	売買川ゲート工場製作 (小型水門)		
工事種別	細目	規格	数量

(13ページ～)

工種内訳書

工種内訳第1号	規格	数量
取水堰扉体1門		

別表

関係人調査の結果 (概要)

1 0501工事に係る指名競争入札に関するもの

回答者数	(問1)	設計内容の確認方法	(問2)	請求人がいう「本体工事のみの価格を基準とした情報」は流れていたか	(問3)	事前に話し合いを行い、あらかじめ落札者を決めていたか	そのようなことではない
	10	設計図書の閲覧のみ	設計図書の閲覧及び貸出し	流れていた	そのようない	決めていた	そのようなことではない
		5	5	-	10	-	10

2 0527工事に係る指名競争入札に関するもの

回答者数	(問1)	設計内容の確認方法	(問2)	事前に話し合いを行い、あらかじめ落札者を決めていたか	そのようなことではない
	10	設計図書の閲覧のみ	設計図書の閲覧及び貸出し	決めていた	そのようない
		5	5	-	10

(注) 別表には、関係人調査の結果のうち、主なものの概要を記載した。

平成十三年八月十七日

金曜日

八(二四)

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント総
ト務
株部
式法
会制
社文
道書
課